

第1回検討会の意見を踏まえた基本戦略における対応(案)

資料6

	項番	ご意見	対応項目	対応内容	頁
施設の立地のあり方	1	沿岸部では堤防が損壊することを前提として、土地の選定、津波や液状化について検討する。	IV.2.(1) 4)	ある一定のレベルを超える地震では、堤防が損壊することを前提にして、施設の立地について検討を行う必要がある。	P18
	2	官公庁施設は安全な場所に建設し、どうしても沿岸部に建設する必要がある施設は、十分な安全性を確保する。	IV.2.(1) 1) 2)	官公庁施設は、津波等の災害に対する危険性の低い場所に立地することを原則とすべきである。	P18
	3	宅地造成地等で長い時間繰り返し揺れが続くことを想定し、液状化や土砂災害への対策を検討する。	IV.2.(2) 1)	大規模な造成等が行われている場合は、過去の地形図を参考に液状化や土砂災害を考慮した整備を行う。	P18
施設整備のあり方	4	防災拠点施設や津波避難ビルでは、最大クラスの地震と津波への対応が必要である。	IV.3.(1) IV.3.(3) 3)	入居官署の避難計画や業務継続計画等に定められる対策と連携しつつ、人命の安全確保を最優先とした対策を講ずる。	P19 P24
	5	沿岸部では大きな揺れが想定されているため、全国一律の基準ではなく、地域別に性能を考える必要がある。	IV.3.(1) 1)	具体的に想定される地震動に対して、地域別・用途別に必要な性能を定めて対応することが必要である。	P19
	6	レベルⅡの地震に対しての建築的な対応方法を事前に検討しておく必要がある。	IV.3.(1)	最大級の地震に対して、構造・非構造部材・設備機器について、機能確保・人命の安全確保の観点から可能な限り対策を講じる。	P19
	7	宝永地震クラスをレベルⅠとして、ハード面で確実に守れる防災対策を実施する。	Ⅲ.1.(1) IV.3.(3) 2)	人命の安全を確保するとともに、入居官署の事務及び事業の早期再開が可能となるよう対策を講じる。	P11 P24
	8	詳細な構造設計を行っている建築物こそ、非常に強い揺れに対する考え方の見直しが必要である。	IV.3.(1) 2)	想定地震動により設計されている建築物は余裕度がないため、新たに予測される揺れを使って、健全性を再評価する必要がある。	P19
	9	高層の建築物については、長時間の長周期地震動に対して、地盤と建物の周期を調べて、対策を検討する。	IV.3.(1) 2) .3.(2) 2)	想定される揺れと建物の周期を調査し、地震時の変形を抑制するなどの共振対策を実施する。	P19 P22
	10	免震構造の建築物には余裕度がないため、予測される揺れを使って再検証する。	IV.3.(1) 2) .3.(2) 1)	免震建物は、新たに予測される揺れを使って、健全性を評価する必要がある。	P19 P22
	11	活断層がある地域においては、断層上の建築物への対応を検討する。	IV.2.(2) 2) .3.(1) 5)	既存の断層上の建築物は、耐震化を進めると共に、災害対策拠点や避難施設等については、代替拠点の確保を検討する。	P19 P21
	12	官公庁施設では避難者は受け入れざるを得ないため、屋上への階段や手すりの設置など、必要な対策を講じておく。	IV.3.(3) 3) ⑤	地域ニーズを把握した上で、津波からの一時避難場所としての機能を確保する。	P26
13	沿岸部にある発電設備の被災を想定して、油だけに頼らないで最低限の電力を守れる方策を検討する。	IV.3.(4) 2)	発電設備の被災を想定して、分散型のエネルギーシステムを検討し、最低減必要な電力を守る。	P29	
使用・保全のあり方	14	沿岸部が液状化等により損壊して物流が途絶えることを想定し、水や食糧等の備蓄について検討する。	IV.3.(4) 1)	水や食糧・燃料等の備蓄を進め、防災拠点ではライフラインの途絶を想定し、施設内で独自に複数のインフラ整備を検討する。	P28
	15	津波到達時間に十分な余裕がある場合は、安全な高台へ避難誘導し、津波避難ビルは体の弱い方を対象とする。	IV.3.(3) 3) ⑤ IV.4.(1) 2)	津波避難ビル指定における避難路や避難指定場所、海拔表示設置による施設の浸水可否について事前に確認する。	P26 P30
	16	施設内においては、設備や什器も含めた安全対策を行う必要がある。	IV.3.(1) 4) .4.(1) 1)	天井材、家具等の地震動による落下防止策を強化するとともに、施設整備の段階で家具等が固定できるような工夫を施す。	P20 P30